地域貿易協定における環境関連規定の法的分析

杉本 優介

キーワード: 環境貿易措置、GATT、WTO、環境協力、多国間環境協定、地域貿易協定、環境関連 規定、環境法の執行

1. 研究の背景と目的

国際貿易は、その拡大に伴い、環境に負の影響を与える可能性があることが、GATT/WTO 加盟国に広く認識されてきている。貿易の拡大による環境損害を抑制するために、環境貿易措置は有効な手段であると考えられる。しかし、GATT/WTO のルールの下では、環境貿易措置が十分に認められてはいない。そのため、近年では、地域貿易協定(RTA)には環境貿易措置に関する規定を含む環境関連規定を盛り込む事例が多く報告されている。今後、国際貿易が拡大されることで、日本での環境損害の発生が予測されており、日本においてもRTAにおいて環境関連規定を盛り込むことが有効な対策となる。

そこで本研究では、GATT/WTO の問題点を整理し、EU、ニュージーランドのRTA における環境関連規定から、日本が学ぶべき規定を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

本研究では、環境関連規定を以下の3つに分類し、整理する。すなわち、環境貿易措置を実施する主体に着目し、(1)自国の環境規制を厳しくするための環境関連規定、及び、環境保護のための補強手段として、(2)他国の緩い環境規制に関する環境関連規定、(3)多国間環境協定(MEA)に規定されている貿易措置の実施に関する環境関連規定の3つに分けることで、法的な論点をどのように処理しているかをグルーピングする。

3. 結論、考察

本研究により、以下の4点をEU、ニュージーランドのRTAの環境関連規定から抽出することができた。第一に、予防原則のRTAへの導入である。現在国際貿易ルールにおいて、予防原則や予防的措置は衛生植物検疫措置を除いて、認められていない。日本は予防原則を前提としたMEAを締約しており、また環境政策の実現のために予防的措置の実施が想定されているため、EUとカリブ海諸国(CARIFORUM)のRTAにあるような予防原則の導入の検討をすべきである。第二に、環境基準に関する規定である。GATT/WTOには、環境法を実施しないことで不当な競争優位にたつことを禁止するルールは存在していない。EUやニュージーランドのRTAにあるような、環境基準を緩くすることを禁止し、更に高い目標を設定することを、RTAに盛り込むことで、GATT/WTOを補完することができる。第三に、環境規制の執行を確保するための規定である。アジア諸国等では環境法の執行力の弱さにより、環境保全が行われていない現状がある。他国の環境法の執行を確保するために、協議メカニズム等の制度設計が必要である。第四に、環境協力に関する規定である。他国との環境規定の制定に合意し、かつ環境法の執行を確保するために、援助が必要である。EUのRTAの規定を参考にし、要請主義ではない政策対話を通じた、他国の政策策定に踏み込んだ援助が必要である。